

オリックスグループ
エネルギー消費量に係る第三者保証情報
(2026年3月期)

2026年6月
オリックス株式会社

エネルギー消費量に係る第三者保証情報（2026年3月期）

※★が付された指標は、KPMGあずさサステナビリティ株式会社による第三者保証（限定的保証）の対象です。

■エネルギー消費量

（単位：GWh）

エネルギー種別		2025年3月期	2026年3月期
電力	購入電力および自家発電設備における所内消費分	346	397
熱	蒸気、冷水、温水	43	50
化石燃料	石炭、重油、軽油、ガソリン、都市ガス、LPG、CNG等	2,806	2,739
バイオ系燃料	バイオマス（木材）およびバイオガス	1,304	1,203
合計		4,500	★ 4,389

[注記・補足]

- ・バイオマス（木材）は乾燥重量にて集計しています。
- ・2026年3月期より、当社グループの発電事業者からの電力購入に伴うエネルギー消費量を控除しています。（2026年3月期は4.9GWhを控除）

（単位：GWh）

再生可能エネルギー／非再生可能エネルギー別	2025年3月期	2026年3月期
再生可能エネルギー	1,408	1,369
非再生可能エネルギー	3,092	3,020

[注記・補足]

- ・再生可能エネルギー：太陽光、地熱、バイオマス、バイオガス、廃棄物等由来の非化石エネルギー。再生可能エネルギー由来の購入電力。
- ・非再生可能エネルギー：再生可能エネルギー以外。

算定範囲・方法

算定期間	各年度4月1日～3月31日
算定範囲	・オリックスグループ連結会社（国内・海外。ただし、エネルギー消費量の重要性が乏しい一部の会社を除く。）
算定方法	・エネルギー消費量は、当社グループの算定ガイドラインに基づき、各社から報告された使用量をエネルギー種別ごとに集計し、所定の換算係数を用いて統一単位（GWh）に換算のうえ算出。 ・換算係数は、原則として国内制度に基づく発熱量係数等を使用。 ・一部の算定において推計値を使用。

独立業務実施者の限定的保証報告書

2026年6月10日

オリックス株式会社
代表執行役 高橋 英丈 殿

KPMGあずさサステナビリティ株式会社
東京事務所

業 務 責 任 者 井上 優

オリックス株式会社のエネルギー消費量に係る第三者保証情報に含まれるエネルギー消費量に関するレポート

結論

当社は、オリックス株式会社（以下「会社」という。）のエネルギー消費量に係る第三者保証情報（2026年3月期）（以下「エネルギー消費量保証情報」という。）に含まれる2025年4月1日から2026年3月31日までの期間の★マークの付されている環境パフォーマンス指標（以下「主題情報」という。）が、エネルギー消費量保証情報に記載されている会社が定めた主題情報の作成規準（以下「会社の定める規準」という。）に準拠して作成されているかどうかについて限定的保証業務を実施した。

実施した手続及び入手した証拠に基づいて、主題情報が会社の定める規準に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

結論の根拠

当社は、国際監査・保証基準審議会（IAASB）が公表した国際保証業務基準（ISAE）3000（改訂）「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」に準拠して業務を実施した。同基準における当社の責任は、本報告書の「業務実施者の責任」に記載されている。

当社は、国際会計士倫理基準審議会（IESBA）が公表した「職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）」に定められる独立性及びその他職業倫理に関する規定に準拠している。

当社は、IAASBが公表した国際品質マネジメント基準（ISQM）第1号「財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント」を適用している。同基準は、職業倫理に関する規定、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用することを事務所に対して要求している。

当社は、結論の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

当社の主題情報に対する結論の対象には、主題情報及びその保証報告書以外の情報（以下「その他の記載内容」という。）は含まれない。当社はその他の記載内容を通読したが、追加的な手続は実施していない。また、当社はその他の記載内容に対して結論を表明するものではない。

主題情報に責任を負う者の責任

会社の経営者は、以下に対する責任を有する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない主題情報の作成に関連する内部統制を整備及び運用すること
- ・主題情報の作成に適合する規準を選択又は策定し、使用した規準を適切に参照又は説明すること
- ・会社の定める規準に準拠して主題情報を作成すること

業務実施者の責任

業務実施者は、以下に対する責任を有する。

- ・主題情報に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて限定的保証を得るために業務を計画し実施すること
- ・実施した手続及び入手した証拠に基づき、独立の立場から結論を形成すること
- ・経営者に対して結論を報告すること

当社は、業務の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行使し、職業的専門家としての懐疑心を保持した。当社は、主題情報に関して結論の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手するための手続を立案し、実施した。選択した手続は、主題情報及びその他業務環境に関する当社の理解と、重要な虚偽表示が生じやすい領域の検討に基づいている。業務を実施するに当たり、当社は主に以下の手続を行った。

- ・主題情報の作成に適用される規準の妥当性の評価
- ・会社の担当者に対する、主題情報の作成に関連する主要なプロセス、システム、及び内部統制についての質問
- ・分析的手続（傾向分析を含む）の実施
- ・重要な虚偽表示リスクの識別・評価
- ・リスク評価の結果に基づき選定した響灘エネルギーパーク合同会社、相馬エネルギーパーク合同会社における現地往査
- ・主題情報に含まれる数値情報についてサンプルベースによる再計算の実施
- ・抽出したサンプルに関する入手した請求書等との突合
- ・主題情報が会社の定める規準に従って表示されているかどうかの評価

限定的保証業務で実施される手続の種類と時期には幅があり、合理的保証業務に比べて手続の範囲が限定されている。したがって、限定的保証業務で得られる保証の水準は、合理的保証業務が実施されていれば得られたであろう保証水準よりも低い。

以 上